



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

申15号新潟運輸区における磐越西線の安全教育の在り方に関する緊急申し入れ提出 新たに乗務する線区の教育に懸念

新潟地本は2月28日、申15号・新潟運輸区における磐越西線の安全教育の在り方に関する緊急申し入れを提出しました。

車掌が新たに乗務する線区の教育に関して、新潟運輸区で計画されている方法や勤務の取り扱いに対する新潟支社の認識を質すなど、5項目にわたり申し入れました。

昨年8月の水害により一部区間が不通となっていた磐越西線の全線開通が4月1日に予定されています。

これに伴い新たに乗務を行う新潟運輸区の車掌の教育は、訓練会の動画視聴、及び注意事項に一律2時間の超勤で行うことが指示されています。

新たな乗務線区において信号機等の現物を一度も確認することなく、また会社として見極め等により実作業が可能か否かの確認を行うこともなく、一

ました。

■申15号 申し入れ項目

1. 新潟運輸区で行われている磐越西線の教育方法及び勤務の取り扱いについて、新潟支社の見解を明らかにすること。
2. 新たな線区に乗務する社員に対する教育の考え方や方法を明らかにすること。
3. 単独乗務を開始する社員が、作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確認すること。



認する方法を明らかにすること。

4. 新たな線区に乗務する際には、当該線区を熟知した乗務員等による直接の指導により、実際の線路、設備及び機器を用いて教育を行うこと。

5. 教育に要した時間は座学、ウェブ等方法によらず全て労働時間とする。

幹申4号を新幹線統括本部に申し入れ

「その時間」運用の考えを質す

中央本部は2月15日、新本部は2月20日、幹申4号・乗務員の運用行路表に「2023年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れの団体交渉を行いました。

■幹申4号 申し入れ項目

1. 乗務員勤務制度(乗務割交番作成規程)の「その他時間」とは何か考え方を明らかにすること。
2. 運用行路表上にある「乗務終了後」とは、作業上でいつの時期であるのか明らかにすること。また、文書にて明確に定めること。



3. 運用行路表上で「その他時間」を付記する場合には、その業務開始時間および終了時間を明確にすること。また、運用行路表に記載すること。

4. 「その他時間」で指示する業務の具体的内容をダイヤ改正実施までに明確にし、運用行路表に記載すること。

手足の感染症を拡大させない対策を議論

新潟地本は1月20日、申9号・疥癬の感染拡大を収束させ、再発防止を求める申し入れの団体交渉を行いました。

申6号の団体交渉を行って以降の感染防止対策と、感染症を発生させない、拡大させないための対策について労使で議論しました。

疥癬への感染者数を明らかにするよう求めると支社側は、発生しているのは庄内統括センターを含めた運輸区だけであり、長岡運輸区では2桁の発生数だが、それ以外は1桁であると回答しました。その上で、様々な対応を求めました。

支社側は、疥癬は直接肌に触れることで感染するのが通常だが、間接的に感染する可能性として、トイレの便座や休憩室の畳が考えられるとしました。一方で、休養管理室の寝具については月1回乾燥機を使用してはいるが、寝具が原因であればここまで収束していないことから感染の原因とは考えていないとしました。感染の収束に向けた取り組みを明らかにするよう求めました。支社側は、原因と特定している訳ではないことかから便座クリーナー設置、小出・石打駅乗務員休憩室の畳撤去を実施し、定期的な布団乾燥も引き続き検討していくとしました。運輸系統以外の職場では社員に対する情報共有が行われなかったことに対して組合側は、正しい知識と情報が拡大防止につながると指摘し、情報は発信して行くべきだと訴えました。

支社側は、何かしらがあつた時は会社として対応して行くこととなるという一方、全ての職場に周知する訳では無く、全系統については精査する必要はあるとの考えを繰り返しました。疥癬と診断された社員と家族に医療費の補償を行うよう求めました。支社側は、社員の医療費については会社側で書類を作成して労働災害の申請を行っていること明らかにしました。一方で、家族については基本的に労災を使えないので、補償は考えていないとしました。組合側は、拡大を抑えらるれば、家庭等への感染も抑えられたのではないかと訴えましたが、支社側は、切ない思いをしているのは理解できているが、家族に補償ができないのは理解して頂くしかないとの考えを述べるにとどまりました。

新潟運輸区で新たな仲間が加入!



12月・2月に続き続々加入! 東日本ユニオンに結集しよう!